

介護等体験の代替措置としての
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育
受講募集要項（令和2年度後期）

1. 事業の概要

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、幼稚園（認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において特別支援教育に携わる教員の免許状の取得等を支援するため、インターネットによる免許法認定通信教育（以下「通信教育」）を実施しているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）の実施が困難な事態であることを受け、その代替措置として、令和2年度に限り、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）に基づき、令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者についても通信教育の受講を認めることとしました。

2. 開設科目名及び受講対象者

科目名	受講対象者
視覚障害児の教育課程及び指導法（15講） 教育職員免許法施行規則に定める「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（視覚障害者）」	令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（ただし、 <u>小学校又は中学校の教諭の教職課程を置く大学・指定教員養成機関に在学していない者に限る。</u> ）
聴覚障害児の教育課程及び指導法（15講） 教育職員免許法施行規則に定める「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（聴覚障害者）」	

※今回の特例により受講可能となる者については、上記各科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することにより介護等体験の免除者として認めることとされていることから、単位認定試験の受験はできません（「小

学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和2年8月11日付け2文科教401号総合教育政策局長通知）4（5）参照）。

3. 受講申込期間

令和2年8月11日（火）～令和2年9月30日（水）

4. 講習期間

令和2年9月1日（火）～令和2年12月25日（金）

5. 受講定員数

各科目100名

6. 受講料

受講料は無料です。ただし、受講のためのデータ通信料は本人の負担となります。

7. 受講環境条件

動作保証している受講環境は、以下のとおりです。

動作保証していない受講環境で受講を開始した場合には、動作に不具合が発生しても対応いたしかねる場合がありますので、予めご承知おきください。

○ Windows端末（パソコン・タブレット端末）

OS	ブラウザ
Windows 8.1	Internet Explorer 11 / Firefox / Google Chrome
Windows 10	Internet Explorer 11 / Firefox / Google Chrome

※ 動画再生ソフトとして、最新の「Adobe Flash Player」が必要です。

※ Microsoft Edgeについては、非対応となります。

○ Android端末（タブレット端末・スマートフォン）

OS	ブラウザ
Android 4.4.x	Google Chrome
Android 5.1	Google Chrome
Android 6.x	Google Chrome
Android 7.1.2	Google Chrome
Android 8.1	Google Chrome

○ iOS端末 (iPad・iPhone)

OS	ブラウザ
iOS 10	Safari 10
iOS 11	Safari 11
iOS 12	Safari 12

8. 受講申込手続き

(1) 映像講義のテスト視聴

受講申込の前に、映像講義のテスト視聴を行い、最後まで問題なく視聴できることをご確認ください。また、映像講義のテスト視聴後「理解度チェックテスト」もご確認ください。

映像講義のテスト視聴は、通信教育を実際に受講する場所で、実際に使用する端末機器や通信ネットワークを使用して行ってください。テスト視聴と異なる場所で、又はテスト視聴と異なる端末機器や通信ネットワークを使用して受講を開始した場合には、動作に不具合が生じても対応いたしかねる場合がありますので、予めご承知おきください。

(2) 受講申込フォームによるデータ送信

所定の受講申込フォームに必要事項を入力し、データ送信してください。受講申込フォームには、**免許法認定通信教育総合情報サイト** (<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>) からアクセスしてください。

なお、ご自身のプロフィール（住所、氏名、メールアドレス等）が変更になった場合には、お持ちのアカウントから講義配信システムにログインし、情報を更新してください。

受講申込フォーム入力内容を確認した後、申込手續完了通知メールをお送りします。データ送信後2週間を過ぎても申込手續完了通知メールが届かない場合は、**免許法認定通信教育第2オフィス**まで、メールにてご連絡ください。

9. 受講者の決定

申込受付完了後、受講決定通知メールをお送りします。申込受付期限終了後2週間を過ぎても受講決定通知メールが届かない場合は、**免許法認定通信教育第2オフィス**まで、メールにてご連絡ください。

10. 受講方法

(1) アカウント情報の通知

受講開始前1週間前までに受講に必要なユーザID及びパスワードをメールにてお送りします。

受講決定通知メールの到達後2週間を過ぎてもメールが届かない場合は、**免許法認定通信教育第2オフィス**まで、メールにてご連絡ください。

※携帯・スマートフォンのメールアドレスを登録された場合、各キャリアのセキュリティ設定の影響により、メールが正しく届かない事例が増えています。あらかじめ、“@nise.go.jp”ドメインを受信できるように設定してください。

(2) 映像講義の視聴を開始する前に行っていただきたいこと

視聴する映像講義に対応する教材をダウンロードしてください。

(3) 映像講義の視聴

映像講義は、講習期間中に限り視聴することができます。ただし、講習期間中に全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の「理解度チェックテスト」に全て合格してください。映像講義の内訳は以下のとおりです。

なお、映像講義を最後まで視聴し終えたにもかかわらず「視聴中」の表示が消えない場合には、**免許法認定通信教育第2オフィス**まで、メールにてご連絡ください。

○ 科目名： 視覚障害児の教育課程及び指導法

- ① 視覚障害の基礎知識
- ② 視覚障害のある子供の教育の場と教育課程の編成
- ③ 発達段階に応じた指導Ⅰ（乳幼児期・幼稚部）
- ④ 発達段階に応じた指導Ⅱ（小学部・中学部・高等部普通科・専攻科）
- ⑤ 各教科の指導Ⅰ（国語・算数・数学）
- ⑥ 各教科の指導Ⅱ（社会・理科・英語）
- ⑦ 各教科の指導Ⅲ（図画工作/美術・家庭/技術・家庭）
- ⑧ 各教科の指導Ⅳ（音楽・体育/保健体育）
- ⑨ 重複障害教育Ⅰ（概論）
- ⑩ 重複障害教育Ⅱ（実践編）
- ⑪ 自立活動Ⅰ（実態把握・検査法等）
- ⑫ 自立活動Ⅱ（盲児童生徒：点字の初期指導・歩行指導）
- ⑬ 自立活動Ⅲ（弱視児童生徒：文字指導と視覚補助具の活用）
- ⑭ 自立活動Ⅳ（情報機器等の活用）
- ⑮ キャリア教育と職業教育

○ 科目名： 聴覚障害児の教育課程及び指導法

- ① 聴覚障害教育授業論（歴史）
- ② 特別支援学校（聴覚障害）の教育課程
- ③ 聴覚障害児の教育におけるコミュニケーション
- ④ インクルーシブ教育システム構築における聴覚障害教育
- ⑤ 聴覚障害児の言語発達
- ⑥ 聴覚障害（乳）幼児の療育と教育
- ⑦ 聴覚障害児の言語指導
- ⑧ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅰ（国語科）
- ⑨ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅱ（算数・数学科）
- ⑩ 聴覚障害教育における指導の実際Ⅲ（外国語）
- ⑪ 聴覚障害教育における聴覚評価
- ⑫ 重複障害児への教育的対応
- ⑬ 聴覚障害教育における情報教育（ICT活用）
- ⑭ 聴覚障害教育におけるキャリア教育・職業教育
- ⑮ 成人聴覚障害者の支援と社会参加

1.1. 証明書の発行

講習期間中に全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格した方については、令和3年2月上旬までに、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）別記様式に定める証明書を発行します。

1.2. 特別な配慮が必要な場合

映像講義の視聴に際して特別な配慮が必要な場合は、受講申込手続きの際に具体的な内容をお知らせください。必要に応じて事前相談させていただきます。

1.3. その他

受講にあたっては、文部科学省のホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00054.html) に掲載されている「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和2年8月11日付け2文科教第401号文部科学省総合教育政策局長通知）等の関係資料を事前によくお読みください。

1.4. 問い合わせ先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

免許法認定通信教育第2オフィス（事務局：総務部研修情報課 資質向上支援係）

E-mail: daitai@nise.go.jp

※免許法認定通信教育オフィスのメールアドレスではないことに留意願います。